

林野火災警報・注意報が新設されました！

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は**昭和39年以降で最大の林野火災**となりました。その後も全国各地で大規模な林野火災が相次いで発生し、多くの森林が焼失しています。

そこで、林野火災予防を目的に、**令和8年1月1日**から林野火災警報・注意報を新設しました。

林野火災警報・注意報発令中は火の使用に制限が設けられ、**警報発令中**は、これに違反すると**30万円以下の罰金又は拘留**に処することが消防法で定められています。(注意報発令時には、火の使用制限への御協力をお願いします。)



大船渡市で発生した林野火災



岡山県で発生した林野火災

発令基準

【林野火災注意報】

次のいずれかに該当する場合

- 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下
- 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表

【林野火災警報】

- 林野火災注意報の発令に加え、強風注意報が発表

※林野火災注意報・警報の発令は、ひょうご防災ネット(たつの防災防犯メール)やホームページ等でお知らせします。

火の使用制限

- 1 山林、原野等で立木、雑草等の焼却や喫煙をしないこと
- 2 花火等をしないこと
- 3 屋外で、火遊びやたき火をしないこと
- 4 屋外で、引火性の物品や可燃物付近で喫煙をしないこと
- 5 たばこの吸殻を含む残り火等を始末すること

お問い合わせ先

西はりま消防本部

〒671-1692

兵庫県たつの市揖保川町正條 279 番地1

TEL:0791-76-7121(担当:警防課)

たつの消防署 0791-63-3511(担当:警防係)